

令和5年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年3月24日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
 - 日程第2 議案第9号 本巢市債権管理条例について
 - 日程第3 議案第10号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第4 議案第11号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第12号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第13号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第14号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議案第15号 本巢市東外山ふれあい広場条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議案第16号 本巢市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
 - 日程第11 議案第18号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第12 議案第19号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議案第22号 市道路線の廃止及び認定について
 - 日程第14 議案第27号 令和5年度本巢市一般会計予算について
 - 日程第15 議案第28号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第16 議案第29号 令和5年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第17 議案第30号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
 - 日程第18 議案第31号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
 - 日程第19 議案第32号 令和5年度本巢市水道事業会計予算について
 - 日程第20 議案第33号 令和5年度本巢市下水道事業会計予算について
 - 日程第21 議案第35号 本巢市副市長の選任について
 - 日程第22 議案第36号 本巢市固定資産評価員の選任について
 - 日程第23 議案第37号 工事請負契約の締結について（本巢市新庁舎外構工事）
 - 日程第24 議案第38号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第25 発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部を改正する告示について
 - 日程第26 発議第3号 本巢市議会議員によるハラスメントに関する条例について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	11番	鏝本規之
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
16番	大西徳三郎		

欠席議員（なし）

欠員（3名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	原誠
企画部長	高橋誠	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	瀬川清泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	後藤謙治

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

全国市議会議長会からの感謝状ということについて報告をいたします。

全国市議会議長会より、令和4年度に同会の地方財政委員会委員を務めたことに対して、令和5年6月に感謝状の贈呈があります。該当者は、委員に選出されております私、大西と黒田芳弘元議員であります。御報告させていただきます。

それでは、各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきます。

2月28日本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第27号から議案第33号までの令和5年度予算7件であります。

付託同日、本会議散会後に、本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、質疑を行い、分科会を設置して各分科会に審査項目を割り振りして審査することにいたしました。その後、分科会は3月10日に文教福祉分科会、3月13日に産業建設分科会、3月15日に総務企画分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の3月20日午前9時より、本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長、大野副市長、川治教育長、各部局長のほか関係職員の出席を求め、各分科会会長から審査報告を受けた後、委員全員で付託案件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 今枝和子さん。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは、文教福祉委員会の報告をいたします。

3月10日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員5名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件である議案第13号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、教育委員会関係の付託案件である議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第18号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会からの報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

産業建設委員長より報告を申し上げます。

3月13日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員5名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

審査の前に、現地視察として市道路線の廃止及び認定箇所、新庁舎整備関係道路等、（仮称）本巣PA周辺公園整備に係る現場の視察を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、初めに産業建設部及び林政部関係付託案件である議案第14号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、議案第15号 本巣市東外山ふれあい広場条例の一部を改正する条例について、議案第22号 市道路線の廃止及び認定についての審査を行いました。

次に、上下水道部関係の付託案件である議案第16号 本巣市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、総務企画委員会の報告をいたします。

3月15日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である議案第9号 本巣市債権管理条例についての審査を行いま

した。

次に、企画部関係の付託案件である議案第10号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第12号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第9号から日程第5 議案第12号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、議案第9号 本巢市債権管理条例についてから日程第5、議案第12号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第9号から議案第12号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、付託案件、議案第9号 本巢市債権管理条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、これまでは本巢市公有財産及び債権の管理に関する規則に基づき債権回収をされていたのかとの質問に対し、執行部から、これまでは本巢市公有財産及び債権の管理に関する規則及び平成29年に制定した本巢市債権マニュアルに基づいて債権管理を行ってきました。しかし、市債権については債務者による時効の援用を要することや、処分を進めるための基準を求めた条例が未整備であり法的処置により債権放棄等の手続が迅速に行えなかったことから、今回、債権管理条例の上程をさせていただきましたとの答弁がありました。

本巢市債権管理条例を制定すると、令和5年度の回収不能額が増加することはないかとの質問に対し、執行部から、これまでは市債権等において既に時効が過ぎているもの及び今回回収不能なもののみをただ管理していたものがありますが、令和5年度に不能額として計上されると考えていますとの答弁がありました。

市の債権のうち強制徴収債権以外のものはとの質問に対し、執行部から、強制徴収債権は市税、国民健康保険税、公共下水道使用料などです。また、公債権のうち非強制徴収債権と市債権の2つを非強制徴収債権と言っており、具体的には生活保護費返還金、農業集落排水処理施設使用料、市営住宅使用料、給食費、水道料金などがありますとの答弁がありました。

債務者の生活再建に資する指導・助言の条文を第10条に追加してはどうかとの質問に対し、執行部から、債権管理マニュアルでは債務者の生活について、関係機関が連携して市が再建に向けて行う形となっており、実際に市と社会福祉協議会の関係部署と連携を図り、毎月1回会議を開いておりますので、今回の条例の中には入れていませんとの答弁がありました。

ほかの自治体の条例においては、非強制徴収債権の総額が1人で100万円を超える場合は債権放棄しないことが明記されていますが、当市においても一定の基準額以上の債権は放棄しないこととしてどうかとの質問に対し、執行部から、強制徴収公債権に関しては、法令等において金額を定めず、時効時期が過ぎた場合は消滅することになっており、強制徴収公債権と同様に金額等は定めず設定しております。なお、当市の未収金で現在1人で100万円以上の高額な案件は、担当課からの聞き取りした内容におきましてはありませんでしたとの答弁がありました。

議会への報告内容はどの質疑に対し、執行部から、議会への報告は、決算において各債権管理課から第10条の何号に基づいて債権放棄をしたのか、件数と合計額を議会で報告しますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより議案第9号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。それでは、これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

いいですか。

○議長（大西徳三郎君）

説明、今、9号をやっただけ。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

10号から11号まで、12までやっていいですか。

○議長（大西徳三郎君）

大変失礼しました。

まだ、委員長報告が途中でありました。大変御無礼しました。

それでは、委員長、引き続きお願いします。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

議案第10号 本築市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第11号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、今回職員が22名に増加していますが、これは2年ごとに段階的に引き上げていく定年の引上げ、令和4年度以降の退職対象者の方を再雇用すると見越しての職員数ですかとの質問に対し、執行部から、この4月から定年延長が施行されます。それに伴って高齢期職員がそれぞれの職場に残ることを踏まえ、その中で組織の新陳代謝を確保するというところで、新規採用も相当数採用を進めていくという中で増やさせていただくという趣旨の下ですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第12号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、学校嘱託薬剤師は各学校に1人ずつ配置されているのか、また毎日出勤されるのかとの質問に対し、執行部から、各小・中学校に配置しております。そのほか市内の幼稚園にも兼務でそれぞれ薬剤師を担当しています。業務といたしましては、学校環境衛生基準に定められた検査の実施や指導などを月1回から2回程度の業務をこれまで行っていましたが、コロナ禍でその相談業務も増加しており、回数も少し増えている状況でございますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終了いたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、先ほど質疑は終わりましたので一応席へ戻ってください。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君……。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

〔「飛んでいますよ」と呼ぶ者あり〕

〔「討論がない議案はないから、討論をやらなあかん」と呼ぶ者あり〕

大変失礼をいたしました。

発言を訂正させていただきます。

大変御無礼しました。

ちょっと戻していきます。

これより討論を行います。

議案第9号ですけど、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第9号 本巢市債権管理条例については、原案のとおり可決すべきものに決定いたしました。

議案第10号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第10号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第11号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第12号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第13号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第13号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第13号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子さん。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

議案第13号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、出産育児一時金について、金額が42万円から50万円に引き上げられたが、支払いは全て医療機関に支払われるのかとの質問に対し、

執行部から、直接医療機関へ支払われますとの答弁がありました。

医療費が高騰し50万円に引き上げられましたが、余ることはないのかとの質問に対し、執行部から、全国的に出産に係る費用が高くなっており、引き上げた50万円を支給しても余ることはないと考えていますとの答弁がありました。

自宅で出産される方はどのように支給されるのかとの質問に対し、執行部から、自宅で出産された方におきましては、出産されたという証明書を確認し、御本人に支払います。しかし、産科医療補償制度の1万2,000円につきましては、お支払いができませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第13号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

少し訂正をさせていただきます。

先ほどはばたばたいたしまして、大変申し訳ありませんでした。

議案第9号につきまして、最終の採決の報告でありますけど、一番最後に、原案のとおり可決することに決定いたしましたというところを、原案のとおり可決すべきものと、べきということを入れてしまいましたので、正式には、原案のとおり可決することに決定しましたということで、ちょっと修正して訂正させていただきます。大変失礼しました。

〔「ゆっくりと読んでください」と呼ぶ者あり〕

はい。

日程第7 議案第14号から日程第9 議案第16号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

それでは、続きまして、日程第7、議案第14号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第16号 本巣市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第14号から議案第16号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

付託案件について報告を申し上げます。

議案第14号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からは補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

続きまして、議案第15号 本巣市東外山ふれあい広場条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、この条例改正は当初の目的の一部が外れ、代表地番を移すのかとの質疑に、執行部から、林業者等の健康増進と位置づけておりましたグラウンド部分を廃止することに伴い、条例中の林業者等の健康増進の文言を削除し、グラウンドの地番が代表地番として記載されていますので、代表地番を1100番地の1から1130番地の1に変更するものですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告をいたします。

続きまして、議案第16号 本巣市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、今回の一部改正は何のために改正するのかとの質疑に、執行部から、現在、本巣市水道事業運営審議会条例と本巣市下水道事業推進審議会条例の2つございますが、今回の改正では条例を一つにさせていただくため、本巣市下水道事業推進審議会条例を廃止し、本巣市水道運営審議会条例を改正し、本巣市上下水道事業経営審議会とするため改正するものですとの答弁がありました。

次に、国においては、広域的に水道事業を効率的に進める動きもありますが、新たな本巣市上下水道事業経営審議会においても広域的な水道事業等の話はできるのかとの質疑に、執行部から、現在、岐阜県で広域化、共同化の計画を策定しており、予定では3月中に策定されます。策定後は、6月議会で内容、概要について説明させていただく予定です。また、隣の市町との広域化、共同化

につきましては、今後、上下水道事業経営審議会において審議をいただければと考えていますとの答弁がありました。

次に、上下水道事業経営審議会の委員や今後の進め方はとの質疑に、執行部から、審議会委員は条例上15名となっていますが、現在、下水道事業推進審議会では10名の委員を委嘱させていただいております。改正後の上下水道事業経営審議会では総合戦略策定推進委員、行政改革推進委員、大学の教授等の5名を追加し、本市の水道事業、下水道事業の現状を理解いただけるよう説明させていただいて、将来の上下水道事業経営について審議をいただきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、上下水道事業経営審議会は、議会からは何名の委員を予定していますかとの質疑に、執行部から、議会からの委員は4名をお願いしたいと考えておりますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、議案第14号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第14号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第15号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第15号 本巢市東外山ふれあい広場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第16号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第16号 本巢市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第17号から日程第12 議案第19号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第12、議案第19号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第17号から議案第19号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子さん。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の

経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第18号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、本巣市家庭的保育事業等に係る施設はとの質問に対し、執行部から、本巣市家庭的保育事業は定員が20人未満の小規模な保育園を指しており、本巣市内には該当する事業所は現在ありませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から、本巣市放課後児童健全育成事業の施設は留守家庭教室のことですかとの質問に対し、執行部から、本巣市放課後児童健全育成事業は留守家庭教室ですとの答弁がありました。

本巣市放課後児童健全育成事業の基準は学校の設備と同等かとの質問に対し、執行部から、本巣市の場合は、全て学校の敷地内で放課後児童健全育成事業を行っておりますが、運営上は別々に行っており、設備や運営体制も別で、設備及び職員配置も含めて国の基準に沿って整備をしているものですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第17号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

○11番（鰐本規之君）

討論を抜かしておらんかね。

〔「言いましたよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

討論やりました。

○11番（鰐本規之君）

やった。

○議長（大西徳三郎君）

はい、討論なしで討論終わっております。

○11番（鰐本規之君）

ああ、そうか。御無礼いたしました。間違いでございました。

○議長（大西徳三郎君）

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第18号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第18号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第19号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第22号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議案第22号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第22号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 河村志信君。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

報告申し上げます。

議案第22号 市道路線の廃止及び認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明を受けた後、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

私は産建でありますので、今の報告の中で、路線の配置等々ということについてでございますけれども、認定というところで視察をした関係上、認定の中において非常に施工工事が悪いというところがありまして、工事のやり直し等々を求めたということが質疑の中にあつたはずなんでございます。

その中で、後で執行部からの個人的な報告だったとか何かよく分かりませんが、一応言われたことはきちんと施工業者に伝えて、整備ができたというふうに伺っておりますので、委員長としてはそのことも報告していただくことを切にお願いをしておきます。

○議長（大西徳三郎君）

委員長。

○産業建設委員会委員長（河村志信君）

実際現場を視察いたしまして、言い訳にはなりますが、専門の技術がない者にとっては見た目の評価となります。

その点で、今、鏝本議員の御指摘のとおり、やはりきちっと産業建設委員としての役割を果たすのが使命でございますので、今後についても市道認定については、正確を期したいと思います。

報告は以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第22号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。10時20分まで休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第14 議案第27号から日程第20 議案第33号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第14、議案第27号 令和5年度本巣市一般会計予算についてから日程第20、議案第33号 令和5年度本巣市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第27号から議案第33号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、付託案件について報告をさせていただきます。

3月20日開催の当委員会に付託されました議案第27号から議案第33号までの令和5年度の予算について、審査の経過と結果を報告いたします。

本案につきましては、3月10日から15日までの各分科会で審査の後、当委員会において質疑と委員間の意見交換を行いました。

採決の結果、議案第27号及び議案第28号については賛成多数、議案第29号及び議案第30号については全会一致、議案第31号については賛成多数、議案第32号及び議案第33号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、委員会として決定しました事項について申し上げます。

うすずみサマーフェスティバルにおける宗次郎コンサートは、入場料を無料として開催することを強く執行部に求めることを賛成多数で可決しました。

以上、御報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより議案第27号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

反対の立場から一般会計予算について討論に参加をさせていただきます。

今予算においては、225億という本巢市始まって以来の予算であります。225億、非常に大きな予算であります。

その中で、この本巢市の将来のためになる予算、また学校関係においても今後のことを投資という形の予算も組まれているわけでありまして。また、市長が常々言われる子育て、笑顔、安心・安全という、このことについても多くの予算が組み込まれており、非常に225億としてはいい予算だなあという思いをしておるわけでありましてけれども、全予算がいいというわけには参りません。

その中において、3年ぶりに行われる宗次郎のコンサートというような形の予算が800万円ほど組み込まれております。この宗次郎コンサートは、4年前に宗次郎のコンサートをどのようにするかと、今後のことについてどのようにするかというような意見があり、またそれをする審議の中において、もう宗次郎のコンサートは中止をしましよと、やめにしましよという意見が大半を占め、その委員会では中止と決定をされたわけでありましてけれども、今回どういうわけか知りませんが、その予算が組み込まれております。また、聞くところによりますと、コンサートのチケットも売るといふふうになっております。

4年前の予算のときと同じような形の予算が組まれており、内容においてもそんなに大きく変わっていない。委員会でもう廃止と、やめると決まったことが議会の中において報告もされず、またその委員会においても報告もされず、今回予算として出されたことにおいては到底議員として賛同できるものではないと思っております。

コンサートのチケットを売る。そのチケットの利益がどこに行くのか、宗次郎のコンサートとして宗次郎のところに入るのか、売れた分の利益が800万という予算の中から800万以上の利益が上れば還元されるのか、もし還元されるということになればそれはそれでいいかなあという思いはするけれども、結果としては宗次郎コンサートの赤字分を市の財政で補うというような形のコンサートはすべきものではないと考えるわけでありまして。

また、宗次郎においてはいろいろな形で本巢市に貢献をしているというふうに言われておりますけれども、貢献をしているから赤字分を補填するということになれば、いろいろな形で問題が生じるだろうというふうに思っているわけでありまして。

宗次郎のコンサート、宗次郎という人は本巢市の観光大使でもあるわけでありまして。観光大使という立場があるからこそお礼の意味を込めて赤字分を補填するということになれば、他に幾らでも本巢市に貢献をしている人がいるだろうというふうに思うわけでありまして。

桜が台風で非常に被害を受けたときに、石原詢子だったか、歌の歌手の方が淡墨桜を歌わせてもらっているという思いもありということで100万円の寄附をされました。これは今年4月5日に行われる事業のときに御寄附をいただいたわけでありまして。

そのときは宗次郎もその場にいたわけでありましてけれども、宗次郎は寄附をするのではなく、ちゃんといただくものをいただいて帰ったということとても私の思いとしては恥ずかしい限りであったわけでありまして。その人に対してどうして補填をしなければいけないのかということについて、非常に議員として不信を思うわけでありまして。

もう一点、今回4月5日にまた桜の交流会という形で久々にその事業が復活するわけであります。こういうイベントは大いに結構ではありますけれども、内容においては少し吟味をするところがあるだろうという思いをしております。

また、イベント等もコロナの関係で非常に3年間という間、事業を行っていない。けれども、各地域において、ほたる祭りとかそういう形でイベントがまた復活されるというふうに聞いておりますけれども、この旧本巢市における織部祭りでしたか、それに対する出展も各地域に対して補助金という形で何とかお金を出してその事業に参加してくれというような予算が組まれているけれども、聞くところによりますと、もうこの事業には参加したくないという自治会も多くあると聞いております。そういうことを鑑みたときに、本当に今回の各地域、説明によりますと、最後のイベントという形で催したいということでありますけれども、まだまだコロナが完全に終わったというわけではない中においてこういう予算が組まれることについては、到底容認できるものではないと思っております。

また、観光大使に対する謝礼等々ということはありませんけれども、もし観光大使として新しい人を任命するならば大いに結構だろうという思いをしておるわけでありますけれども、どうも私は宗次郎があまり好きじゃないのか、個人的な思いで言うわけじゃないんですけれども、どうもオカリナと本巢市とが繋がらない。

そういう中において、この本巢市においては数学で有名な高木先生という人が、世界的にも有名な人が見える。この本巢市の議会、地域の実習のときに講演をしてもらいました秋山仁という人、この人を観光大使にしたほうがよほど本巢市のイメージとしてはいいだろうというふうに思っておるわけであります。

世界的に有名な高木先生、これは数学であります。数学のまち本巢市というイメージからすれば、秋山仁先生はいろいろところで講演をしてくれる。そういう中において、本巢市の高木という名前が多く出るであろうと思うし、また今のこの本巢市においては、数学ということ、算数ということが広く世間にも認知され、また学校の成績等も上がっていることを見れば、観光大使としては秋山仁先生のほうがよほどいいだろうという思いがあって、そういうことも含めて、今回の事業において、特にイベント関係の事業においては反対をせざるを得ないということで反対の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、よく考え、そして賛同いただきますことを切にお願いして、反対討論とさせていただきます。以上。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の意見がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ただいま反対討論がありましたので、私は賛成の立場で討論に参加させていただきます。

ただいまお話がありました主にイベント関係の予算に関しまして反対がありましたので、その点において賛成の立場でお話をさせていただきます。

まず、宗次郎さんのコンサートの件でございますけれども、今回約800万という予算の中で、4年前に行われたコンサートと同額のもので計上されているということでございますが、これに関しましては、もちろん市内外の方々が十分参加されます。本予算、税金を使われる上では、もちろん本巢市の方々にのみ、のみというわけではないんですが、主にやはりサービスをしていくことが重点にすべきところではあるんですが、今回、市外の方も参加される可能性が非常に高いということからも、やはりチケットで収入を得るというのも一つなのかなというふうに思います。

また、宗次郎さんにゆかりのないということはないんですけれども、やはり主に北部の地域の方々は宗次郎さんには深くいろいろ縁があると感じておりますし、先ほど鏗本議員からもお話がありましたけれども、オカリナと本巢市のつながりが非常に、どうしてつながるのかということも御指摘にありましたけれども、このオカリナと本巢市というのは、僕は新しい文化の一つかなというふうに思います。根尾の地域におきましては、リコーダーではなくてオカリナの演奏をしていたりとか、そういったことで地域独特の文化をつくる一つのきっかけになっていると私は考えています。

そういう意味でも、今回の宗次郎さんのコンサートにおきましてこの予算組みに関しましては私は賛成だと思っております。

さらに、お祭りの関係でございますけれども、もとす織部祭り等々、今回一般質問でもお話が出ましたけれども、20周年のイベントということで全て開催をして、今後は市民主導でイベントを開いていくと。行政指導、行政もちろんサポートは入りますけれども、市民主導というのは、これは県内外非常に進んでおりまして、私としては市民が主導となってイベントをつくっていくというのは、これからのまちづくりに必要と私は感じております。

さらに、そのことで、主導になることによって、やはり本巢市へのシビックプライドも生まれていくことと私は感じておりますので、そのイベントの在り方、また宗次郎さんのコンサートの在り方に関しましては、私は賛成をさせていただきます。

ぜひとも、皆様御賛同いただけますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第27号 令和5年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第28号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

ただいま議題になっております国民健康保険について、11番 鏑本規之、反対の立場から反対討論に参加をさせていただきます。

今回の予算の中において、根尾の診療所等々に関する予算が多く含まれております。

説明によりますと、この機材を購入するのに国から新たに指定をされた過疎債というものを適用するというふうに説明がありました。

過疎地域という指定を受けた根尾地域という一つの区切りがありますけれども、この予算は名前のおとおり過疎となったところにおいて、指定をされたところにおいてのみ出される過疎債と聞いております。

根尾地域は、私が議員になった当初は2,200人ほどおられたと記憶しております。現時点においては1,200人程度に減ったことにより、過疎地域としての指定を受けたわけであります。

この過疎地域と指定を受けたことについては、議員として深く反省をしなければならない立場であると思っております。議員は、地域の発展ということは議員としての一つの使命であります。にもかかわらず根尾地域が過疎地域と指定されたことにおいては、議員として恥じるべきことと感ずるわけであります。

その中において、過疎債を利用した根尾診療所、言葉で言うと、診療所というところかかなあという思いをしますわけでありまして、今まで買った医療器具等々を含めれば、名前を変えれば、医者もずうっといるということを考えれば市民病院としての機能を有していると感じても何ら間違いがないという思いをしておるわけでありまして。この医療器具を買うことについて過疎債を利用するということは、過疎債の指定が外れた場合、この過疎債が使えなくなる、当然なくなるわけでありまして。過疎になったから過疎から脱却するために、その地域を発展するために与えられた過疎債と思うわけでありまして。

片一方で、発展をすれば過疎債がなくなる。発展をさせるために一生懸命アクセルを踏むと過疎債がなくなるという、片一方では発展をさせないというようなブレーキとアクセルが同時に踏まれ

ているような過疎債だと思っているわけでありませぬ。

その過疎債の使い方において、根尾が発展をするための過疎債の使い方なら、これは容認はできるかと思ひますけれども、本巢市においては、下のほうにおいて大きな病院があり、施設も充実した病院がある。その中において、診療所という名の中において機材をかう、そしてその機材というのは長くても7年という間に更新しなければいけない機材が大半であります。過疎債が、過疎地域での認定は5年ごとに見直され、今回は10年という期間の中でという区切りがついている中において、機材を過疎債を使ってかう、7年後にはまたそれを買い換えなければならないということを経験すれば、当然ここで一步立ち止まるべき問題だろうという思ひをするわけでありませぬ。

本当に診療所の運営が本巢にとって正しい選択であろうか。根尾地域において、ダムからの大きな固定資産税が入っていた、私が議員になった当時には、ダムからいただく固定資産税が16億を超えるというふうに記憶をしております。今年においては4億というふうに減っております。また5年後にはもっと減るであろうという中において、本当に市民の税金を使って、この過疎債を使って診療所の維持運営が必要であろうかというわけでありませぬ。

維持運営をするだけでも年間に1億円を優に超えるだけのお金を必要としている中において、今回過疎債を使っての医療器具の購入については到底容認のできる問題ではないと考へ、反対の立場で討論に参加をさせていただきました。

議員各位においては、大きなお金を使う予算であります。これを認めれば、10年はこの事業を途中でやめるということが非常に難しいことになる。今後において、大きな市の負担となるような予算については到底容認できるということにはなりません。

どうか議員各位、よく考へて御賛同願ひますよう、伏してお願いをして反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 道下君。

○14番（道下和茂君）

ただいま反対の討論がございましたので、賛成の討論をさせていただきます。

過疎地域や中山間地域における診療所は、人口減少などで経営は厳しいものがあります。しかし、国民誰しもが健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有しております。

少子高齢化、人口減少と言われる社会情勢が進む中で、医師、医療施設の偏在や医療、介護に対するニーズの増加される中で、特に高齢者の比率が高い過疎地においては医療施設のアクセスの利便性の面から見ても、診療所の存在は大きいものと考えます。

そのため、行政におきましては地域医療の向上や増進に目を向ける必要があります。そのために過疎債や地域医療確保施設整備事業補助などの有利な財源活用や診療所の基金の活用などで診療所

の運営に努力をされています。

将来的には一般会計からの繰入金削減のためには運営方針などは視野に入れる必要もあるかと考えますが、今回上程されました予算については賛成をいたします。

よって、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第28号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第29号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第29号 令和5年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第30号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第30号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第31号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

ただいま議題となっております31号について、11番 鏑本規之、反対の立場から反対討論に参加をさせていただきます。

この事業においては、合併当初、先ほども言いましたように、過疎債というものが使われて集落排水という事業が行われました。大きいものには1万人規模のものもあれば、小さなものは10軒程度の小さなものもある。

そういう中において、北部においてはどういうわけか知りませんが、非常に小さい100人を切るような施設があります。稼働率、要するに加入率というのが100%という地域もあるわけがあります。60%そこそこのところもあれば、70%まで行っているところもある。そういう中において、なおかつ赤字ということでもあります。

これは独立採算制ということが基本にある中において、どういう形でこれだけの多くの赤字が出るのか、今後この施設を黒字にするためにはよほどの高い料金改定をしなければ維持運営が難しいであろうというふうに感ずるわけであります。

この施設をいつまでも今のままの施設に代えるべきが、持続して運用すべきことが正しい選択か否かということを見れば、幾ら行政が努力をしても、使用料金だけで補おうとすることは到底無理であろうというふうに感ずるわけであります。

だとするならば、小さい施設、こういうものについて一刻も早く閉鎖をし、そして次の方法を考え

るべき時期に来ていると感ずるわけであります。

日当地域においては、もう100%の稼働率であります。どれだけ努力してもこれ以上の収入はまず無理であろうと。軒数も非常に少ない。こういうところから早く閉めて、そして個人浄化槽に切り替えるなりすることが結果としては負担が少なくなるであろうというふうに思っております。

これは過疎債を利用していますので、早いうちに閉めると、いただいたものを返さなければいけないというルールの中において、どの施設も10年以上を経過しております。手続の仕方によっては返さなくてもいいというふうに聞いておりますので、今回においてやむを得ないということはあるかもしれませんが、今予算の中において、今後の対応について、そういうものについての予算が組み込まれていません。

そういう予算が組み込まれていれば、やむを得ないなあというところもあるわけでありますけれども、今回廃止等と新しい事業展開ということに対する予算が組み込まれていないように思われますので、反対の立場を取らせていただきます。

以上、議員各位においては、この問題は大きな問題であります。5年先、10年先、最終的には今後若い世代に負担を強いることになるような予算には到底同意できませんので、議員各位におかれましてはよく賢察の上、御賛同願いますようお願いをして反対の討論とさせていただきます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

私は、今予算に賛成の立場でお話ししたいと思います。

といいますと、先般も一般質問で取り上げたことでありまして、農業集落排水事業、そもそも採算が合いません。これはどの議員の方も分かってみえると思います。

しかし、今般県の汚水処理広域化、共同化という案が出てまいります。それに基づいて先ほどの本巢市水道事業運営審議会の条例の改正をして、本巢市の上水道の審議会が発足し、そこでまた審議する機関がございます。ぜひともそういう機関において、今後の本巢市の農業集落排水並びに後であります下水道もありますが、審議していくことは非常に大事だと思っております。

議論に上げていくことは議員としての立場としては大変重要だと思っておりますので、今般の農業集落排水事業特別会計予算については、ぜひとも賛同していただきたいと思っております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。お座りください。したがって、議案第31号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第32号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第32号 令和5年度本巢市水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第33号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、議案第33号 令和5年度本巢市下水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。5分ほど休憩して、この時計で10分。小休止ですけど、暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第21 議案第35号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第21、議案第35号 本巢市副市長の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加議案として提案させていただきました議案第35号につきまして、提案説明を申し上げたいと思います。

議案第35号 本巢市副市長の選任についてでございます。

令和5年3月31日をもって辞職する大野一彦氏の後任として、久富和浩氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

久富和浩氏は、昭和36年生まれの61歳で、瑞穂市本田在住でございます。主な経歴といたしましては、昭和55年に県立岐阜農林高等学校を卒業後、同年4月に糸貫町役場に奉職し、総務課、企画課、建設課及び税務課などに従事し、合併後は総合企画課係長、秘書広報課課長補佐、同じく総括課長補佐及び課長、並びに企画財政課長などを経て、健康福祉部長、市民環境部長、総務部長を務められました。また、現在は再任用職員として庁舎整備推進室総括課長補佐を務めておられます。

久富和浩氏はこれまでの経験を生かして、私が取り組んでおります「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現のための推進役及び取りまとめ役として、期待に応えてくれるものと思っております。

よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第35号 本巣市副市長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第22 議案第36号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第22、議案第36号 本巣市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、この議案第36号も本日追加提案をさせていただきました副市長の選任関係の議案でございます。

議案第36号 本巣市固定資産評価員の選任についてでございます。

令和5年3月31日をもって辞任する大野一彦氏の後任として、久富和浩氏を選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第36号 本巢市固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第23 議案第37号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第23、議案第37号 工事請負契約の締結について（本巢市新庁舎外構工事）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、この件につきましても本日追加提案をさせていただき議案でございます。

議案第37号 工事請負契約の締結について（本巢市新庁舎外構工事）でございます。

本巢市新庁舎外構工事に係る請負契約の締結について、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第37号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第37号 工事請負契約の締結について（本巢市新庁舎外構工事）につきましても、補足説明をさせていただきます。

本巢市議会定例会追加議案の3ページをお開きください。

本巢市新庁舎外構工事につきましては、本年2月24日に入札を執行し、3月9日に杉山・所特定建設工事共同企業体（杉山建設株式会社、本巢市海老430番地、代表取締役 杉山文康氏・株式会社所組、本巢市根尾板所259番地1、代表取締役社長 所克仁氏）と仮契約を締結したところでご

ざいます。

なお、資料につきましては、議案の概要の2ページ以降にございます写しのとおりでございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

続きまして、戻りまして、初めに工事名でございますが、本巢市新庁舎外構工事でございます。

工事の概要でございますが、外構整備工事といたしまして、庁舎周りの通路整備1,300平米、遊歩道のインターロッキングブロック整備といたしまして1,100平米、調整池内のグリーントップ整備といたしまして5,500平米、駐車ます緑化ブロック整備といたしまして200平米、排水路施設工事といたしまして、雨水排水側溝及び集水ますの整備工事となりまして、側溝の延長といたしましては1,026.6メートル、その他工事といたしましてエクステリア工事、サイン工事等としております。

次に、工事場所でございますが、本巢市早野地内でございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札により行っております。議案の概要4ページには入札執行一覧がございますが、この2特定建設工事企業が入札に参加をいたしました。

戻っていただきまして、次に工期でございますが、本契約締結の日から令和6年3月22日まででございます。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含みまして2億6,070万円でございます。

以上、議案第37号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

この予算は新庁舎建設に伴う工事と思うわけでありますけれども、入札の金額は2億6,000万ということであります。

この金額が妥当か否かということは私は分かりませんが、この1年の間、相当に物価が上昇している。また、今も物価が高くなっている中を鑑みたときに、工事期間が1年ということになっておりますけれども、新庁舎建設においてもいろんなところで、また都市公園の建設においても入札を行ったところでありますけれども、業者等々から物価が非常に上がって採算性が悪いというようなことを聞いておるわけでありますけれども、こういうものに対する対応等々はしてあるのか否かお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

原総務部長に答弁を求めます。

原君。

○総務部長（原 誠君）

先ほど御説明申しましたが、入札につきましては、設計につきましては今の公共の設計基準という形で入札をしております、それで応札があったということで、その当時の金額で施工できるということで業者が入札を行って落札したということでございますが、今、鏑本議員がおっしゃるように、今後そういった物価等が上がりまして、またそういった資材等が高騰するということも考えられますので、契約条項の中に物価のスライド条項等がございますので、もしそういった状況に当てはまりましたら、そのスライド条項、契約の約款を照らし合わせしながら進めていきたいというふうに考えています。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

今3月議会で出されてきた案件であります。

もうあと少し遅れて出してくれば、来年度ということになるわけでありまして。県においても単価の見直し等々を行うであろうと推測されるわけでありまして。その中において、旧来の価格設定の中において価格が設定されているというふうに感ずるわけでありまして。

そういうことを鑑みたときに、今の答弁にもあったように、物価の上昇等々考えられますので、そういうことを含めて業者の人に対してサービス工事とならないようお願いをしておきます。これは要望としておきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、議案第37号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第38号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第24、議案第38号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

これも本日追加提案をさせていただきます議案でございます。

議案第38号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、財政調整基金繰入金を増額でございます。

歳出といたしましては、本巢市長選挙及び本巢市議会議員補欠選挙費を皆減し、新たに本巢市長選挙費及び本巢市議会議員補欠選挙費をそれぞれ計上するものでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第38号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第38号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案のつづりの3ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225億7,000万円とするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金1,000万円につきましては、財源調整による繰入金を増額でございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

まず上段の4日本巢市長選挙及び本巢市議会議員補欠選挙費につきましては、それぞれの異なる選挙期日での執行となりましたことから、新たな目によりそれぞれの選挙費を計上するため、4目で計上しておりました選挙費2,000万8,000円を皆減するものでございます。

次に、その下の5日本巢市長選挙費1,667万1,000円とその下の6日本巢市議会議員補欠選挙費

1,585万1,000円につきましては、それぞれの選挙執行経費でございます、予算額の相違につきましては、その選挙執行時期の違い、そして立候補予定見込み者数の違いによることによる相違でございます。

9ページをお開き願います。

中段の予備費につきましては、財源調整により251万4,000円を減額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第38号 令和5年度本巢市一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第25、発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部を改正する告示についてを議題といたします。

発議第2号については、提出者に説明を求めます。

6番 高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

それでは、発議第2号、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分事項の改正について説明させていただきます。

この改正は、令和5年4月1日から施行の本巢市債権管理条例が制定され債権を強制徴収するに当たり、専決処分事項を追加するために改正するものであります。

改正内容としましては、市の債権の管理の適正化を図るとともに債権管理事務の円滑かつ迅速な処理を可能にすることを目的として、債権を強制徴収するに当たり、1件140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関する専決処分事項について追加するものであります。

何とぞ御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 今枝さん。

○7番（今枝和子君）

この改正は国の改正に伴って行われるものと理解をしております。

議案の概要のほうに、1件140万円以下というものは簡易裁判所の取扱請求額が1件140万以下であるということからその額を提示されたと思うんですが、同じように他市町においても取組をされておると思うんですが、ほかの他市町の債権管理条例の整備状況、またこの金額等はどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑について、提出者は答えてください。

○6番（高橋勇樹君）

ただいまの質問に対してお答えいたします。

今回、本巢市としましては140万円以下ということになりまして、先ほど今枝議員からも言われましたとおり、簡易裁判所の関係もありますけれども、ほかの市町、いわゆる県内の市町におきましては、債権管理条例を整備している13市のうち6市が市長の専決処分事項に今回の債権項目を追加しております。

つきましては、その6市町におきましては、高山市が1件140万円、当市と同じでございます。続いて、可児市に関しましては1件60万円以下、美濃市、1件100万円以下、下呂市、140万円未満ほかという形になります。お隣、瑞穂市に関しましても1件140万円以下という形で同じでございます。ちょっと多治見市だけが変わっておりまして、1件20万円未満、これは債権放棄も含めてということで、他の市町もこのように設定を行っております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部を改正する告示については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第26、発議第3号 本巣市議会議員によるハラスメントに関する条例についてを議題とします。

発議第3号については、提出者に説明を求めます。

3番 飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

発議第3号の提案説明をさせていただきます。

それでは、発議第3号 本巣市議会議員によるハラスメントに関する条例について説明させていただきます。

この条例の制定について、議員は、市民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるため、議員として高い倫理観と品位が求められています。

そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、全ての者が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことでその能力を十分発揮することができるようにするため、本巣市議会は、議員及び職員に対するハラスメント防止、その根絶に努め、個人の良好な職務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を定めるものであります。

条例で規定する内容としましては、目的や定義、また適用範囲について規定するほか、議長及び議員の責務、事実関係の把握、公表、議長の職務代行、研修などについて規定するものであります。

何とぞ御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

高田議員。

○8番（高田浩視君）

質問させていただきます。

改選以降、本県の議会は大変混乱していると思います。その状況を見かねて1年生の議員の方がこのような条例を勇気をもって出されたことに大変敬意を僕は表したいと思います。

その上で、地方自治体の持つ役割は住民福祉の向上、どこまでいってもその目的は住民福祉の向上であります。職員の方はそれを的確に、確実に、迅速に行う必要があると考えていますし、私たち議員もそれを市民の代表としてしっかりその職責を果たすためには、やっぱりこの条例は非常に有効であると。

もう一つ考えていかなきゃいけないのは、私たちは自ら制定した条例は責任を持って守っていかなければならない、自ら制定したものを自ら破ってはならないという強い思いが僕はあります。

この運用に関して3点ほどだけ、私の自分の法律があれなので運用に関して確認を、この場で議員皆さんと共に確認を取っておきたいという思いで質問させていただきます。

まず4条の2、議長は、ハラスメントの防止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとするがあります。ここら辺のところを少し説明していただけないでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、どうぞ。

○3番（飯尾龍也君）

これに関しては、やはりこの条例を定めた上で、まず議長のやる行動指針をしっかりと作りまして、この条例を基に、あくまでも議長が行動指針を定めているいろんな施策をするべきだと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

8番 高田君。

○8番（高田浩視君）

議員各位においても、今の言葉のように、指針を議長が定めとあります。整備に努めるものとなりますけど、ここのところは皆さん、しっかりこの条例の意味を、自ら制定した意味をしっかりと理解して進んでいくべきだと思います。

次、もう一点、5条の3番に、議員は、ハラスメントに当たる行動を目撃したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するように努めるとともに、目撃した内容を議長に報

告しなければならぬとある。このところをもう少しお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

どうぞ。

○3番（飯尾龍也君）

やはりこれもこの条例案を提出する前に、私は1年生議員として目撃しておりました。しかしながら、私は止めることができませんでした。それを恥ずかしいと思っております。

といいますと、確かに議場外のことでありますから、なかなかそれは難しいのかなあという思いもありましたけど、しかしやっぱり議員としてハラスメントというのは目撃したらその場で慎むよう、同じ議員の立場としてするのが当然だと思って、ましてや、それを見逃してはいけないと思っております。

その上で、やっぱりこの条項、第3項を入れております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

8番 高田君。

○8番（高田浩視君）

これも皆さんに共有していただきたい。今の内容、この意味は、持っている条例の意味はそういう意味だと理解しております。

もう一点だけ、一番最後に、この条例の公布の日から施行するというふうにありますけど、ここを、この今の目撃したとかというのは、僕も条例の専門家ではないので、過去のことはどうするかということ、これで分かるのでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、どうぞ。

○3番（飯尾龍也君）

過去のことを法令、法に適用することはまずできません。

それが原則ですから、あくまでもこの条例が成立した以降でお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 道下君。

○14番（道下和茂君）

当条例に反対するわけではございませんが、第1条、市政及び議会の効率的運営に寄与することを目的とする。

皆さん御承知のとおり、議会には会議規則、また委員会条例でいろいろ定められておるわけですね。このことを尊重するという意味なのか、漠然とそういう意味で書いてあるのか。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、どうぞ。

○3番（飯尾龍也君）

議会運営をする上で、やはりこの第1条の目的を入れております。

あくまでも議会運営をする前段として、やっぱり最低限として、職務環境を確保することは非常に大事だと思っているものですから、この目的としては、この条例は地位を利用した議員がハラスメントをするということは、非常に議会運営もですし、行政の立場として非常にまずいものだと思っているものですから、これを目的として入れております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

14番 道下君。

○14番（道下和茂君）

そのことはよく分かりますけど、私、ただいま申し上げたのは、議会には会議規則、また委員会条例があるわけですね。

それを尊重すればおのずと議会の効率的な運営はできると考えるわけです。だから、それを尊重しながらということなら、それはそれで結構なんですけど、それが議会運営の基だと思うんです。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、どうぞ。

○3番（飯尾龍也君）

今、道下議員がおっしゃるとおりなんですよ。

やっぱりこの最初のところにハラスメントを防止すると、これを前段として大事だと思っているものですから、これをあえて入れております。それは十分承知しておりますので、議会運営の効率化の寄与にすることを。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

14番 道下君。

○14番（道下和茂君）

文言ですが、これ、市政及び議会の効率的、これ、議会のハラスメント条例ですね。

○3番（飯尾龍也君）

そうです。

○14番（道下和茂君）

そこで市政及びが入ってくるのか私は分かりませんが、どういう意味で入れられましたか。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、どうぞ。

○3番（飯尾龍也君）

やっぱり議会が正常な運営をしないことには市政は動きませんから、議会だけが一方通行で先走りして運営することはまずあり得ないと思っていますから、市政及び議会は、十分これはこの文言を入れても問題ないとは思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

この内容等々を見れば、大いに結構だなあという思いをしておるわけであります。

議員は、確かに私も議員になった当初に議員としてのモラル等々といういろんなルールがあることを承知しております。

けれども、残念ながら、そういうことが守られなかった。ルールというのは破られるからルールをつくるものでありまして、本来日本においてはそういうルールというものはなく、道徳というのが存在をしていたわけであります。この道徳は、人の生きる道であるというふうに思っておるわけであります。

議員においても議員としての道徳が私はあるように思っておるわけであります。

その中において、今回、こういう恥ずかしい議案ができてしまったことにおいては、同じ議員として非常に恥ずかしく思っておるわけであります。

今回、そういう条例を定めることについては、議員としては非常に残念だとは思いますが、一度起きたことは二度起きる可能性もある、また議員同士が戒めを持って物事をなすということは一つの目的であろうという思いをしております。

そういう中で、文章の中において、先ほどの質問の中にありましたように、議長が定めるということが記載されておりますので、議長は議会の長であるということが大前提として記載してあるだろうというふうに思っておりますので、そこのところはそれでよしだなあというふうに思っております。

いろんな説明をいただきまして、私の質問するところがなくなりましたので、非常に残念に思いますけれども、勇気を持って新人議員の方がこういうものを出してくれたことにおいては、大いに敬意を表し、先輩議員として厚く御礼を申し上げます。終わり。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

それでは、今の発議に対して質問させていただきます。

第6条の中に、必要に応じて第三者による調査会を設置するということがありまして、少し教え

ていただきたいと思います。

この第三者、かつその前文に速やかに調査をするためにということで、これを調査会を設置することができるので、別にしなくてもどっちでもいいというのは議長の判断にはなるんですけども、速やかに行うために議長がその第三者の調査会を設置するに当たり、その第三者というのはどういった方々が選ばれるのかというふうにちょっとお聞きしたいと思いますし、もう既に人数ですとか、どういった目星がついているとかいうことがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、どうぞ。

○3番（飯尾龍也君）

あくまでもこれは議長が設置することができるという文言ですので、私があえてその中身についてお答えすることは致しかねませんが、例えばですが、弁護士等、あと教育機関の長とかいろいろ元議員であったりとか、いろんな形で入るとは思っていますが、この第三者に関してはあくまでも議長が設置することであって、私が数名上げるとかというのは全然考えてはおりません。あくまでも人数にしる規模にしる。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

6番 高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

今のところ人数も決まっていなければ、どういった方々をおよそ目星がついていないという状況であります。

これを例えば今日制定されたとして、あしたなった場合、そういった事故が起きた場合、第三者機関を、調査会を開くときには大分時間がかかってしまうので、そうすると速やかにはできないので、できればそういった案をしっかりと設定していただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 河村議員。

○9番（河村志信君）

総論で申し上げて申し訳ございませんが、条例化というのは非常に厳しいかなど。というのは、私の個人的な思いなんですけど、憲法というのがございまして、これ、憲法には初期の段階ですか、成文憲法、文章にする憲法と不文憲法と、要するに心の中にあるべきだというのが私の考えで、文章化すれば、文章に載っていないものはいんじゃないかという解釈が出てまいります。そういうのが今の時代多くて、じゃあこの条例の中で、じゃあこの条例に触れないからいいんじゃないかとか、そういう本来の人間としての、先ほど鏗本議員がありました道徳とか倫理とか、そういうもの

が根源、ベースにあってしかるべきことであり、そのハラスメントを議員なり議長なりが判断をしてジャッジするのは、これは非常に危険性があると。もちろん議員に調査権とか捜査権とももちろん権限もございませんし、ある意味法律についても素人でございます。

その中で、条例化、文章化したときの危険性を私は心配いたしまして、こういう質問をさせていただきます。

特にこのハラスメント、学校のいじめなんかもそうですけど、やはりその家庭環境であったり、その心理的なもの、それから個人の価値観だとか、生活環境とか非常にナイーブな部分が多くあります。そういうものを含めて、じゃあ本当に議員が条例に従ってジャッジできるのかという心配をしますと、これは慎重に条例化しないと、実効性のない条例ではもちろんいけませんし、とって条例が先に立って、これはいいの悪いのという判断をすべきものでも、ハラスメントは非常に慎重なものですので、その辺を提案者の方としてどうお考えか質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

提案者、どうぞ。

○3番（飯尾龍也君）

今おっしゃられたように、確かに高い倫理観や道徳性を求められる、それがやっぱり欠落していたのは元市議会の議員であったというものが見受けられたものですから、あくまでも職員の皆さんに対してはハラスメント防止の法令はあるはず。しかしながら、本巢市議会においてはそれは適用されませんので、あくまでこれは身内の本巢市議会議員におけるハラスメント防止という思いがありまして、またハラスメントはもう厚生労働省において17か18規定されております。それをやっぱり議長の下に講習等、勉強しながら皆さんの倫理観や道徳観を高めていただきたいと思います。これをやまして、この条例を発案した次第でございます。御理解いただけますと幸いです。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。お座りください。したがって、発議第3号 本巣市議会議員によるハラスメントに関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で、本会議に提出された案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第1回本巣市議会定例会を閉会とします。29日間にわたって大変お疲れさまでした。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 高 橋 時 男

署 名 議 員 高 橋 勇 樹